

過疎化・高齢化の進む農山村地域の再生について

【関係省庁】内閣官房 総務省 農林水産省

過疎高齢化により、人材不足や仕事の確保、生活環境の改善など課題が山積する農山村地域を、**国民の生命を守る「命の里」として再生**していくため、京都府では、地域の自立的な取組に基づき持続的発展を図る総合的な再生事業を進めています。この取り組みを更に発展させ、全国の過疎地域再生のモデルとするため、次のとおり提言・要望します。

<京都府からの提言・要望>

過疎地域の暮らしを支える新たな法人制度を創設してください

地域住民と行政の中間に位置し、地域住民のニーズを的確に捉え、「新たな公共」として、**生活交通などの暮らしを支える非営利事業と地域ビジネスなど雇用を支える営利事業を一体的に実施する新たな法人制度（地域コミュニティ法人）を創設**し、法人税の減免やみなし寄付金制度の適用等の優遇措置を講じてください。

京都府の現状・課題等

○京都府の取組

過疎農山村地域の人・組織づくり、基礎づくり、生活課題解決を、**ソフト・ハード一体的・総合的に支援する「共に育む『命の里』事業」**を平成 21 年度から展開。

【人・組織づくり】 過疎高齢化集落が大学等と協働で再生に取り組むふるさと共援組織や旧村等の複数集落が連携した地域連携組織の育成、行政職員を直接地域に派遣し住民と協働で課題解決を図る全国初の「**里の仕事人**」や民間人材の導入で仕事創出を図る「**里の仕掛人**」、地域の次世代リーダーの確保に向けた人材育成等の取組を推進。

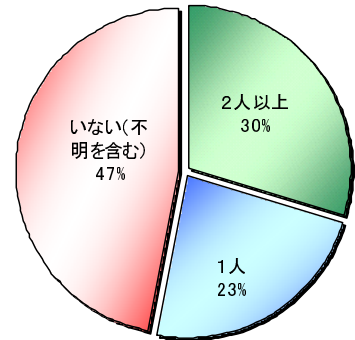
【基礎づくり・生活課題解決】 地域主体で策定する再生計画の実現に必要な、産業や生活環境基盤の整備、生活交通や買い物場所の確保、移住促進や見守り・防災体制づくりなど、多様な暮らしの課題解決に係る地域の創意工夫を支援。

○目的別に複数法人の設立は困難

過疎高齢化でリーダー等の人材が不足する農山村地域では、過疎地有償運送等の非営利事業や特産品販売等の営利事業など、目的別に複数の法人を設立していくことは困難。

また、**地理的条件等から事業の収益性が低い**ため、規制緩和により事業化のハードルを下げるとともに、法人税の減免やみなし寄付金制度の適用等により利益確保を支援し、地域の雇用創出を促進する必要。

過疎化・高齢化集落のリーダー数



(農村振興課：農村集落の実態調査より)

□現行の法人制度と新たな法人制度の違い

	株式会社等	NPO	地域コミュニティ法人 (過疎・高齢化地域限定)
事業活動	<input type="checkbox"/> 営利事業 ※過疎地有償運送は実施できない	<input type="checkbox"/> 非営利(公益的)事業中心 ※収益事業の範囲・規模に制限あり	<input type="checkbox"/> 営利事業と非営利事業を一体的に制限なく実施可能
課税措置	<input type="checkbox"/> 全所得課税	<input type="checkbox"/> 収益事業のみ課税 ※収益事業の利益と非営利事業の赤字を合算できない	<input type="checkbox"/> 全所得課税 <input type="checkbox"/> 法人税、住民税等の減免
利益配分	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 法人の構成員や出資者である地域住民へ配分可能
みなし寄付金制度	<input type="checkbox"/> 利用不可	<input type="checkbox"/> 認定 NPO のみ利用可能 ※認定 NPO の取得は極めて困難	<input type="checkbox"/> 利用可能

○地域コミュニティ法人（地域連携組織）

京都府では、過疎地域の暮らしを支える「新たな公共」の育成に向け、地域の複数集落と NPO 等の多様な主体が連携した「地域連携組織」の設立と活動支援を推進。現在 20 組織で活動が進み、再生計画づくりや地域ぐるみの基盤整備など多様な取組を実施。平成 25 年度までに計 50 組織を育成予定。

本年度からは、組織の法人化、行政や民間人材の派遣、地域人材の育成、生活交通や定住促進など地域提案による事業を柔軟に支援。

地域コミュニティ法人（地域連携組織）

暮らしを支える

雇用を支える

【京都府の担当部局】

農林水産部 農村振興課 075-414-4906